

愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画



平成24年1月
(平成29年2月改定)

愛 媛 県

(表紙写真の説明)

左上：今治市 桜井海岸

右上：伊予市 五色姫海浜公園

左下：西予市 須崎海岸

右下：愛南町 須ノ川海岸

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 計画策定の目的 | 1 |
| 2. 海岸の特徴 | 4 |
| 3. 海岸漂着物対策の基本理念 | 6 |
| 4. 海岸漂着物対策の基本方針 | 7 |
| (1) 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進 | 7 |
| (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進 | 11 |
| 5. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 | 13 |
| (1) 重点区域の設定方針 | 13 |
| (2) 重点区域の設定 | 16 |
| (3) 重点区域における海岸漂着物対策の内容 | 17 |
| 6. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 | 18 |
| (1) 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担 | 18 |
| (2) 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協働 | 19 |
| 7. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他必要な事項 | 21 |
| (1) モニタリングの実施 | 21 |
| (2) 災害等の緊急時における対応 | 21 |
| (3) 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応 | 22 |
| (4) 他の計画等との関係及び整合等 | 23 |
| (5) 地域住民等の参画と情報提供 | 23 |
| (6) 計画の見直し | 24 |
| 8. 資料 | 25 |
| (1) 海岸漂着物処理推進法及び基本方針について | 25 |
| (2) 愛媛県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱 | 35 |
| (3) 基礎調査（平成28年度実施）結果の概要 | 37 |
| (4) 国ガイドラインについて | 74 |
| (5) 回収撤去に必要な機材等 | 77 |
| (6) 用語の定義 | 78 |

1. 計画策定の目的

愛媛県の海岸総延長は約1,700kmにおよび、北海道、長崎県、鹿児島県、沖縄県に続き全国第5位の長さである。また、海岸線には県内20市町のうち7割の14市町が位置し、港湾51港、漁港195港となっており全国有数の港数となっている。

豊かな水産資源に恵まれ海面漁業、養殖業が盛んであり、生産量、生産額において国内でも上位を占めている。

沿岸は、地域特性や海域特性から燧灘沿岸、伊予灘沿岸及び豊後水道東沿岸（宇和海沿岸）に大きく分けられる。

燧灘沿岸は、愛媛県高縄半島先端の錨掛ノ鼻から香川県荘内半島先端の三崎に至る瀬戸内海に面した沿岸で、四国の陸地部としまなみ海道が渡る島しょ部に大きく区分される。多島美を誇る沿岸西部の島しょ部周辺と風光明媚な海岸線が残される沿岸東部の荘内半島周辺は、それぞれ瀬戸内海国立公園の指定を受けている。

伊予灘沿岸は、佐田岬から高縄半島先端の錨掛ノ鼻に至る瀬戸内海に面した沿岸である。佐田岬の一部及び松山市から今治市（旧波方町）の錨掛ノ鼻が瀬戸内海国立公園に指定され、松山市沖の旧中島町周辺の島々が特別地区となっているなど、優れた景観を呈している。

豊後水道東沿岸（宇和海沿岸）は、高知県足摺岬から愛媛県佐田岬に至る四国西部の豊後水道に面した沿岸である。宿毛湾から佐田岬にかけては典型的なリアス海岸が続き、足摺岬から宇和島市にかけては足摺宇和海国立公園に、佐田岬周辺は佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されるなど、変化に富んだ美しい景観を呈している。

近年、全国的に国内外からの大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じるなど社会問題となり、国においては、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図るために、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され、海岸漂着物処理推進法第13条第1項の規定により、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が平成22年3月に閣議決定された。

愛媛県では、これまで、主に海岸管理者等、海岸線に位置する市町、市民団体、ボランティア等が個々にあるいは連携して海岸清掃や漂着物の回収撤去を行ってきたが、平成24年1月に、海岸漂着物処理推進法第14条第2項の規定及び国の基本方針に基づき、愛媛県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係

者の役割分担と相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにすることを目的として、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「本計画」という。）を作成し、総合的、効果的に海岸漂着物対策を推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図ってきた。

計画策定から5年が経過し、海岸漂着物に関するアンケート調査及び現地調査等を踏まえ、海岸漂着物対策に係る現状と課題を整理した結果、重点区域の見直しの必要性や、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底ごみの回収並びにその適正な処理に積極的に取り組む必要があるとともに、新たな海洋汚染として国際的に問題視されているマイクロプラスチックへの対応も求められている。

このような状況に対応していくため、本計画を改定し、効果的かつ効率的な海岸漂着物対策を推進していくものである。

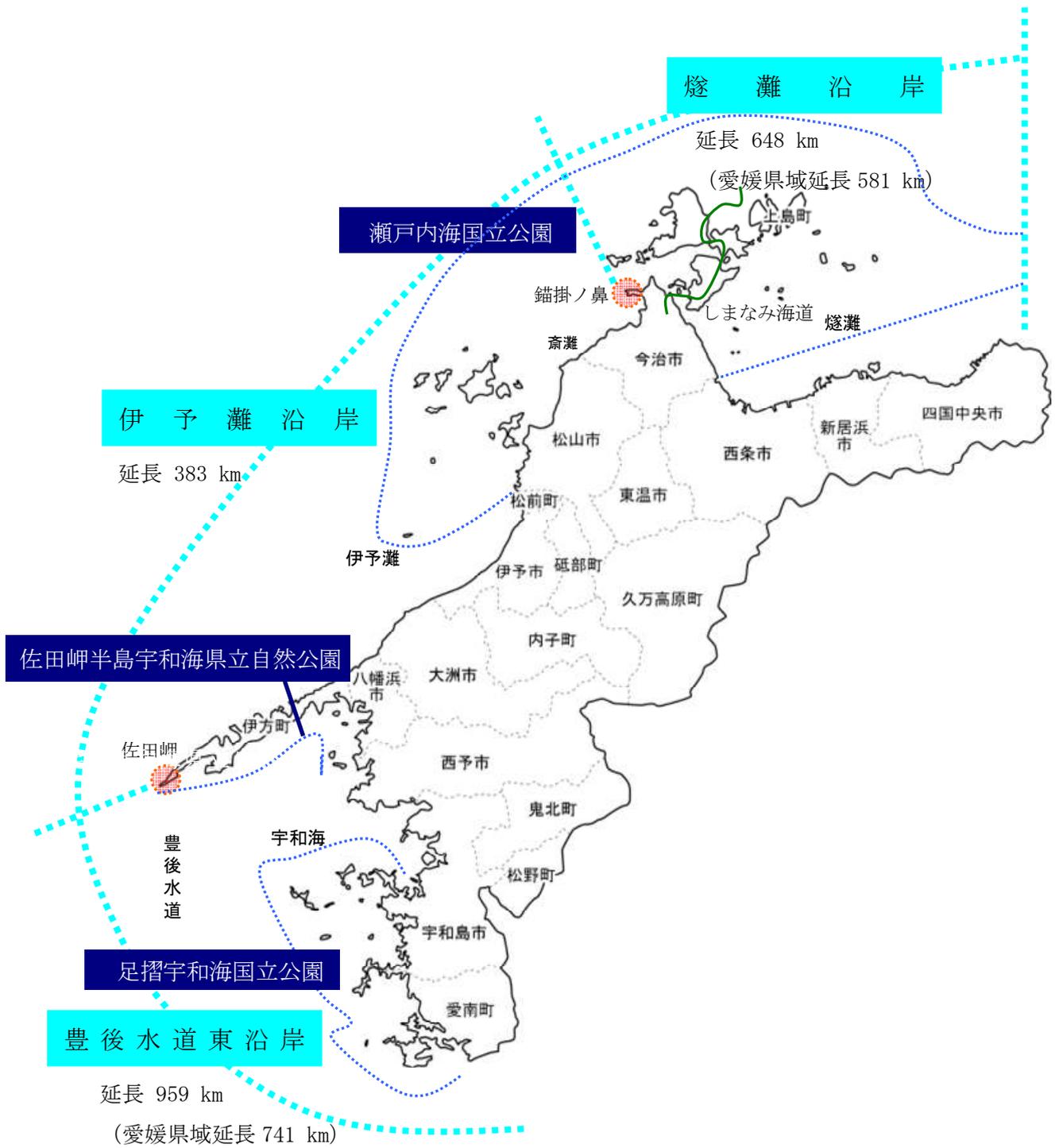


図1 愛媛県全図

2. 海岸の特徴

【燧灘沿岸】

燧灘沿岸は、瀬戸内海に面し、海岸が遠浅であるため、近世、干拓が進められたが、戦後、これらの多くが工業用地造成のため埋め立てられている。

一方、今治市の桜井海岸や志島ヶ原海岸など、「日本の渚100選」や「日本の白砂青松100選」に選ばれる美しい砂浜海岸も多く、カブトガニ繁殖地や加茂川河口西干潟など豊かな自然も多く残されており、こうした砂浜海岸を中心に、海水浴などのレクリエーション活動も盛んな地域である。

変化に富んだ多島海特有の美しい景観を有している島しょ部は、タイやヒラメなど高級魚の産地となっているなど漁業が盛んな地域であるとともに、歴史的な海上交通の要所であることから、村上水軍に関わる歴史的文化財が多く残されている。また、「しまなみ海道」により交通環境は飛躍的に向上しており、この整備効果と豊かな自然を活かした観光振興が進められている。

四国山地の北側に位置するため、台風等による被害は比較的少ないものの、高潮偏差が大きいため、高潮による浸水被害の危険性が高く、また、漂着物がもたらされる要因のひとつとなっている。

このように燧灘沿岸は豊かな自然と文化が残され、産業・レクリエーションが活発な地域である。

【伊予灘沿岸】

伊予灘沿岸東部では、松山平野が広がり海域の水深も浅く、比較的平坦な砂浜海岸が多いが、沿岸西部では、山が海に迫り海岸線は変化に富んでいる。

沿岸域一帯には藻場が広がり、また、重信川河口に形成された干潟は多くの鳥類の渡来地になっているなど、豊かな自然も多く残されている。

松山市の位置する沿岸東部は、愛媛県の政治・経済・文化の中核をなす地域を形成し、島しょ部は、瀬戸内の多島美を誇り、農漁業と観光を主産業とする地域である。

松山市から佐田岬にかけて美しい海岸線は「夕やけこやけライン」、「メロデライン」などドライブウェイとして利用されている。また、松山市中島・伊予市ではトライアスロン、伊予市ではビーチバレーなどのスポーツイベントが、沿岸域において開催されている。

前面の海域が開けていることから、台風や季節風により高波が発生したり、高潮偏差が大きいため、台風時に高潮が発生し、浸水の危険性が高く、また、これらが漂着物がもたらされる要因のひとつとなっている。

このように伊予灘沿岸は、漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域である。

【豊後水道東沿岸（宇和海沿岸）】

豊後水道東沿岸（宇和海沿岸）は、全般に自然海岸率が高く、天然記念物である「見残湾の造礁サンゴ」（県指定）に代表される豊富なサンゴ群集が存在し、熱帯、亜熱帯性魚類等の生息域としても貴重な地域となっている。

沿岸域では、国内屈指の生産量を誇るハマチ、マダイ、真珠などの養殖が盛んであり、重要港湾である宇和島港は、四国南西部の産業振興、流通の拠点としての役割を担っている。また、足摺宇和海国立公園の美しく勇壮な風景と亜熱帯性の豊かな自然環境、それらを利用した観光地は全国的に有名であり、四国でも有数のダイビングスポットとなっている。また、四国西予ジオパークの一部を形成する宇和海北部は、約4億年前の地層が広がる須崎海岸をはじめ貴重な地質や地形、歴史・文化などの地域資源が豊富に存在し、観光や学習の場としても脚光を浴びてきている。

南西に開けた宿毛湾や台風の通り道となっている豊後水道では、外洋からの風波や高潮の影響を受けやすく、漂着物がもたらされる要因のひとつとなっている。

このように、豊後水道東沿岸は、豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーション拠点や漁業の場として広く利用されている。

3. 海岸漂着物対策の基本理念

愛媛県は、「愛のくに 愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念として新たな愛媛づくりを推進している。これには県民一人ひとりの幸せを第一に、明日を信じる前向きな気持ちから生まれる笑顔と支え合いの原点である思いやりから生まれる愛を大切にしたいという思いが込められており、地球環境の保全に貢献する調和と循環を守ることにより、「やさしい愛顔」があふれる、そんな愛媛を目指している。

海岸漂着物や漂流ごみ・海底ごみは、環境汚染や景観を損ねるだけでなく、漁業や港湾利用者、レクリエーションで訪れる人々への障害となるなど社会問題となっており、その対策が求められている。

本計画は、愛顔（えがお）あふれる愛媛の実現に向け、海岸管理者等、市町、県民、民間団体、事業者がそれぞれの役割分担を果たし、また連携して海岸漂着物の対策に取り組むことにより愛媛の美しい海を守っていくことを基本理念とする。

基本理念

人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海をみんなで守る

4. 海岸漂着物対策の基本方針

本計画における基本方針を次のとおり定める。

(1) 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

① 海岸管理者等の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸漂着物等が海岸に集積することによって清潔保持に支障が生じないように、海岸漂着物等の処理に必要な措置を講じる。海岸漂着物等の状況を調査し、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて対策を実施する。海岸漂着物等の回収や処分等を実施する際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、関係者間で適切な役割分担に努める。

イ 市町の協力

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。また、地域住民等が実施する海岸清掃等によって回収した海岸漂着物の処理・処分を行う。

なお、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。

② 市町の要請

市町は、海岸漂着物等によって地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

③ 地域外からの海岸漂着物に対する連携

ア 他府県への協力要請

県は、海岸漂着物の多くが他府県から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他府県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

県は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他府県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他府県知事に協力を求める。

イ 他府県への協力

県は、他府県知事から協力の求めを受けた場合は、その趣旨を踏まえて、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために必要な措置を講ずる。

④ 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

ア 海岸漂着物等の適正処理等

回収した海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき適正に処理・処分を行う。処理に当たっては可能な限り選別し、処分量の削減や、資源物の循環を図る。

回収・撤去、処理及び処分の実施に当たっては、本計画に基づくとともに、国が示す「海岸清掃事業マニュアル」を参考に、計画的・効率的な処理を行う。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔を保持するよう努める。

海岸漂着物等の基本的な処理フローを図2に示す。

流木、プラスチック類、缶類及びビン類に関しては、可能な限り資源化を推進する。

なお、海岸漂着物については、海水や砂、異物が混入していることから、経済性や合理性を踏まえ処理・処分・資源化の対応を柔軟に変更する。

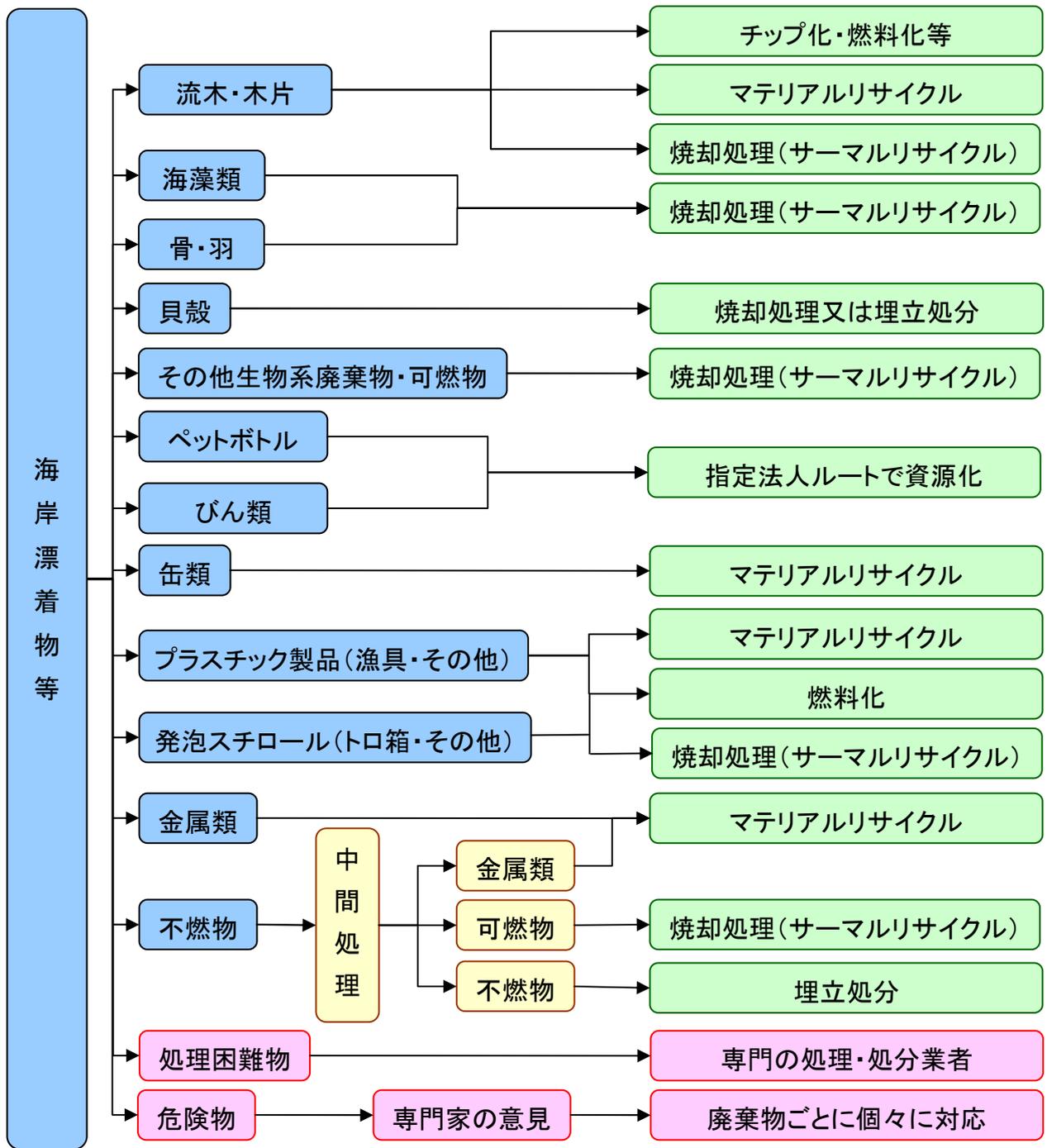


図2 海岸漂着物等の基本処理フロー

イ 回収・撤去の実施

海岸漂着物の発生は、季節風や台風の影響を受けるため、ある程度、周期性が見られる場合がある。放置しておく、蓄積する量が増したり、波風の影響で海岸上を移動したり、高潮等の影響で、再び海へ戻り漂流物となってしまうことが想定される。

回収・撤去の実施は、季節風や台風後における海岸漂着物の発生状況を確認し、その状況や地域における要望、海岸利用における支障の程度等を踏まえ、景観・環境の保全、海岸の利用等に際して著しく支障があると認められ、海岸管理者等が必要と判断した時に実施する。

ウ 回収・撤去事前調査

海岸管理者等は、海岸漂着物の処理を実施する際、事前に十分な状況確認を行う。確認すべき事項を以下に示す。

- 漂着の場所、範囲
- 漂着物の種類、量
- 景観や環境の保全、海岸の利用、レクリエーションへの支障の程度
- 回収、搬出の難易
- 想定される資機材、人員、経費等

エ 回収・撤去における留意事項

海岸漂着物の回収・撤去、処理・処分に際しては、海岸の利用者等に支障が生じないように、実施方法等に関し、関係者で十分調整を行う。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

① 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めることが求められる。このため、県及び市町は、えひめ循環型社会推進計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、循環型社会の形成に努める。

② 発生の状況及び原因に関する実態把握

海岸漂着物等の発生抑制に係る効果的な施策を実施するためには、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握することが求められる。このため、海岸管理者等、県及び市町は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

③ 県民・事業者の意識啓発の推進

海岸漂着物には、陸域で発生する廃棄物が多く含まれ、また、漁業、水産業等の事業系ごみが適正に処分されないために海岸に漂着しているものも多い。日常生活に伴って排出される家庭系ごみや、事業系ごみの一部が河川を經由したり、事業活動を行う港湾・漁港から流出することにより、海岸漂着物となるおそれがある。

このため、県及び市町は、発生抑制にかかる情報提供や啓発活動の実施に努める。

また、県及び市町は、民間団体と連携して、海岸や海域の環境保全の重要性に関するイベントを開催するなど、環境教育・環境学習の充実を図る。

なお、発生抑制策の実施に当たっては、実施方法等に関して関係者で十分調整を行う。

④ ごみ等の投棄の防止

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、県及び市町は、不法投棄に関する規制措置を適切かつ着実に実施する。

また、県及び市町は、ごみ等の不法投棄を防止するため、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロール等を行う。

⑤ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

海岸漂着物には、陸域から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制のためには、土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。このため、県民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるとともに、県及び市町は、土地の適正な管理等に関し必要な助言を行う。

5. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

(1) 重点区域の設定方針

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定する。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討する。

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして、必要かつ合理的なものとする。

また、重点区域の範囲の検討に際しては、河川を經由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点等から、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮するとともに、他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物等が存する離島等の地域についても配慮する。

重点区域の設定方針を図3に示す。

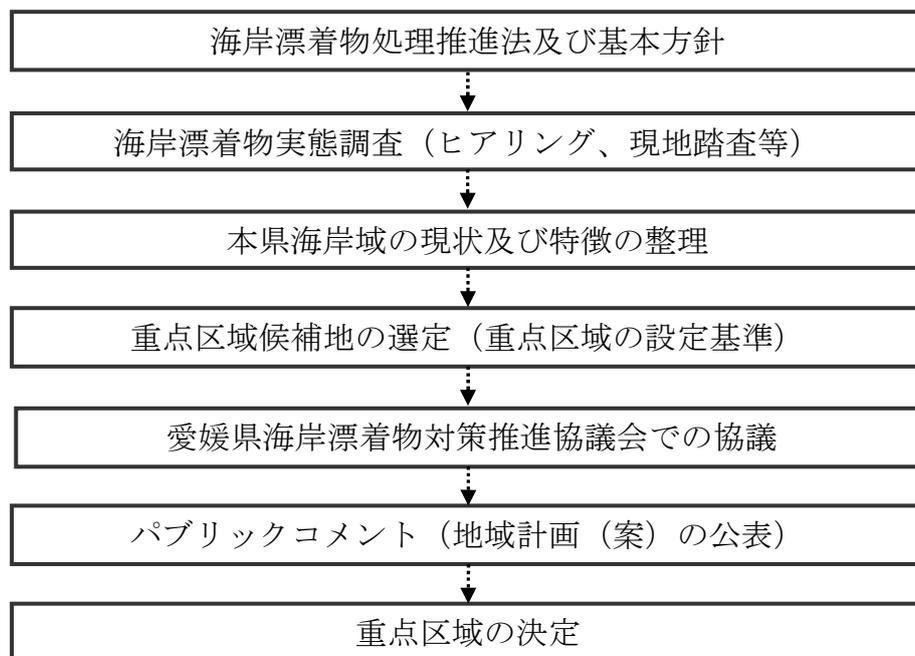


図3 重点区域の設定方針

① 本県海岸の海岸漂着物の現状

本県では、これまで、海岸管理者等、市町、民間団体、ボランティア、漁協、民間事業者等が個々にあるいは連携して海岸清掃や環境美化活動を展開していることから、著しく漂着物等が目立つ海岸は少ない。しかしながら、平成 28 年度に行ったアンケート調査結果における「大量に漂着物が存在する海岸」は、燧灘沿岸～宇和海沿岸のほぼ県内全域に分布する回答結果が得られている。

また、漂着物の種類に関する回答では、「主にプラスチック製品、ペットボトル等の人工物」が最も多く、次いで「主に流木、ヨシ、海藻等の自然系漂着物」が多い結果となっている。漂着時期に関する回答では、「常時、漂着してきている。」が最も多く、次いで「台風など、海が荒れた後、漂着する。」、「大雨などにより、河川流量が増大した後、漂着する。」の順で多くなっており、陸域のごみが河川から流入したものより、海域を漂流するごみが海岸に漂着してくる傾向が大きいものと考えられる。

② 本県海岸域の特徴

本県の沿岸地域の特徴として、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、佐田岬半島宇和海県立公園などの自然公園に含まれる海域に面する海岸も多く、県東部（東予地域）～県中部（中予地域）は経済活動が活発な地域で、海岸線の背後は多くの人々の生活の場であり、海岸は地域住民の日常的な憩いの場として利用されている。海岸は、身近な存在であり、人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない財産である。

また、海岸は漁業活動の場や港として利用されるとともに、海岸域や海域は観光資源として重要な要素となっている。「しまなみ海道」や沿道の島しょ部は、風光明媚な瀬戸内の多島美をみながらサイクリングを楽しめる場所として、外国人を含む多くの観光客が訪れる地域であり、宇和海沿岸も活発な漁業活動が行われ、新鮮な魚介類を食することのできる人気の地域となっている。さらに、海水浴場等のレクリエーション活動の場として役割も担い、松山市沖の忽那群島の中島や伊予市双海町、愛南町西海地域では、毎年、トライアスロン大会が行われるなど、海岸を利用したイベントも行われている。

③ 重点区域の設定基準

本県では、ほぼ沿岸全域で海岸漂着物が存在し、それに対する清掃活動も積極的に行われている。一方、本県の海岸域は、その背後で生活する人々や観光客に利用されることの多い地域となっている。

これらのことから、海岸域においては、清掃や美化活動を繰り返し実施し、海岸の景観や自然を保持していく必要がある。

重点区域は、海岸漂着物等により景観や環境の保全、漁業、港湾の利用、レクリエーション活動等に際して支障を来たすことが予測され、重点的に対策を講じる必要がある海岸を示し、継続的な調査や海岸及び海域のクリーンアップを行い、将来にわたり地域資源としての価値を保持していくことを目的として定めることとする。

重点区域の選定基準は、以下のとおりとする。

【重点区域設定基準】

- ① 自然公園地域に含まれる海域に面する海岸や海水浴場など、観光資源や景観資源として、環境や景観の保全を積極的に実施していく必要のある区域
- ② 背後地が、経済活動が活発で、人口が密集していることから、生活する人々の日常的な憩い・レクリエーションの場や環境教育・環境学習の場として海岸の美化を積極的に実施していく必要のある区域
- ③ 漁業活動が活発であり、海岸及び海域の環境を積極的に保全し、水産資源を維持していく必要のある区域

(2) 重点区域の設定

海岸漂着物対策を重点的に推進する必要がある区域（重点区域）は、重点区域の設定基準により、県内海岸全域とする。

設定の考え方は、図4に示すとおりである。

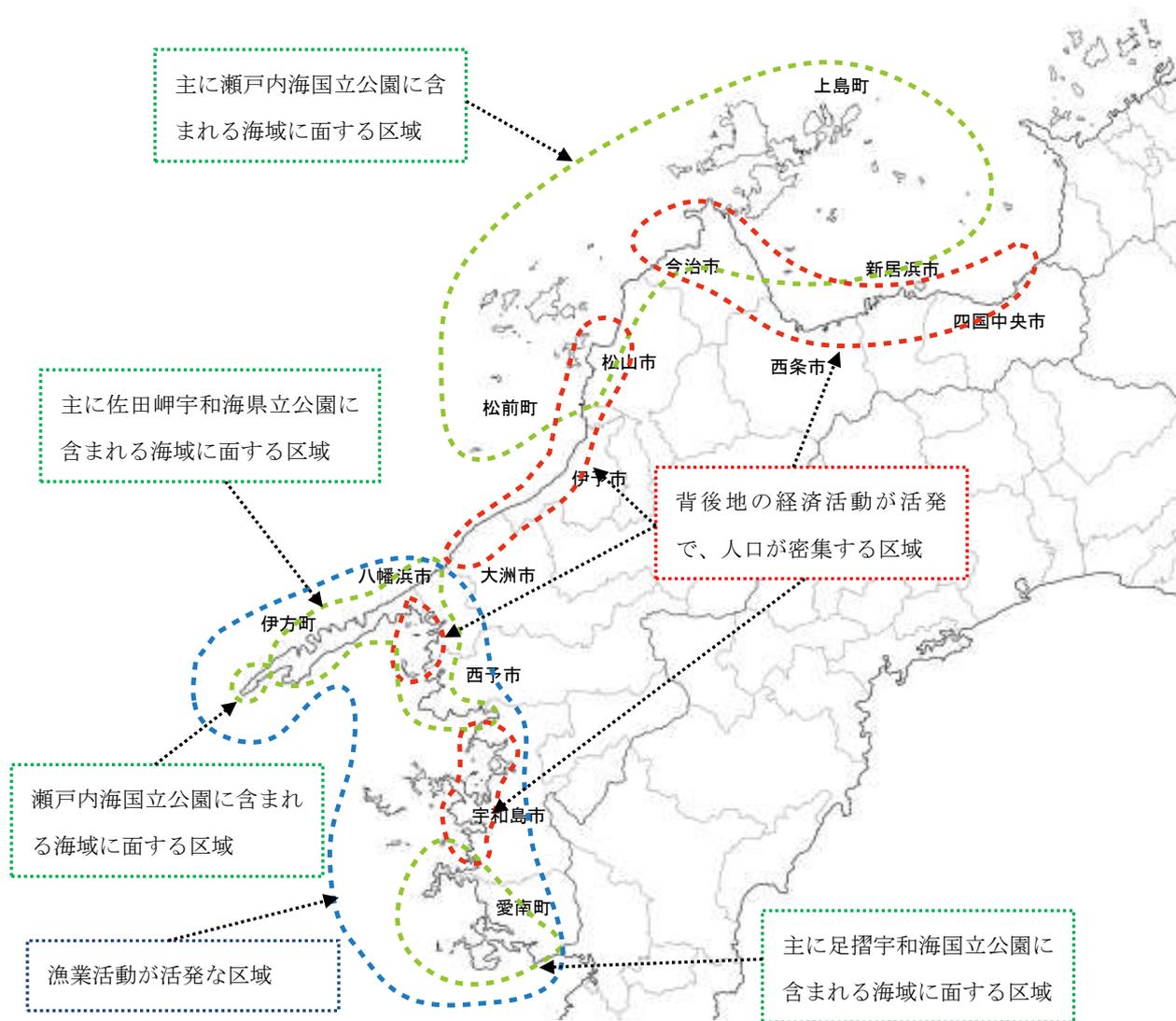


図4 重点区域設定の考え方

(3) 重点区域における海岸漂着物対策の内容

①回収・処理実施地域

- 回収・処理実施地域は、毎年度、海岸管理者等が地域の実情に応じて重点区域から選定する。
- 回収・処理実施地域は、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討して選定する。

②海岸漂着物等の回収・処理

- 流木などの人力では回収が困難な重さのものや、災害などにより大量に流れ着いたものを回収する場合や、陸上からのアクセスが困難であったり、又は足場が悪いなど危険な場所での作業を伴う場合は、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努める。
- 人力で容易に回収できるものについては、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進める。

6. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

(1) 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国、県、市町、海岸管理者等、地域住民等多様な主体が適切な役割分担の下で実施する。

① 国

- ・海岸漂着物対策に関する総合的施策の実施及び情報提供
- ・財政上の措置

② 県

- ・地域計画の管理
- ・市町、国等、関係機関との連携
- ・海岸漂着物対策に係る情報発信、発生抑制対策、普及啓発及び環境学習の実施
- ・3Rの推進

③ 市町

- ・海岸漂着物等の処理等に関する協力
- ・住民に対する海岸清掃活動への参加要請、発生抑制対策、普及啓発及び環境学習の実施
- ・3Rの推進

④ 海岸管理者等

- ・海岸漂着物等の処理のため必要な措置
- ・海岸漂着物等の状況把握

⑤ 地域住民、民間団体、事業者

- ・海岸清掃活動への参加
- ・廃棄物の適正処理
- ・3Rの実践

(2) 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協働

① 民間団体等との連携

地域住民や事業者を主体とした海岸清掃活動には様々な組織、形態、ネットワークがある。

また、組織化されていないが、一時的に地域住民やボランティアが結集し海岸清掃を実施するケースがある。

海岸管理者等は、民間団体等の活動内容、成果等に関する情報を収集し整理するとともに、各団体等へ積極的にアプローチし、連携体制を構築するよう努める。

【愛媛県において海岸清掃等を行う民間団体等の例】

- 愛ビーチ・サポーター制度登録団体
- 地元住民、漁業従事者、海岸利用者等を中心とした集まり
- 学生を中心とした団体（生態系の保全等を目的とする等）
- 自然保護・環境活動団体
- 企業のCSR
- 海岸清掃のイベント等における一時的な集まり

② 愛ビーチ・サポーター制度の活用

愛ビーチ・サポーター制度により、県管理の海岸・港湾緑地について、住民団体、海岸愛護団体、民間団体、企業等の自発的な清掃ボランティアを募集し、これらの団体に海岸・港湾緑地の愛護サポーターとなっていただき、官民協働により美しい海岸環境創りを推進する。

海岸管理者等は、「愛ビーチ・サポーター」として登録された団体名を記した表示板の設置、軍手やゴミ袋等の提供、ボランティア傷害保険の加入等の支援を行う。

市町は、清掃ボランティア活動により回収したごみを収集し、運搬・処分を行う。

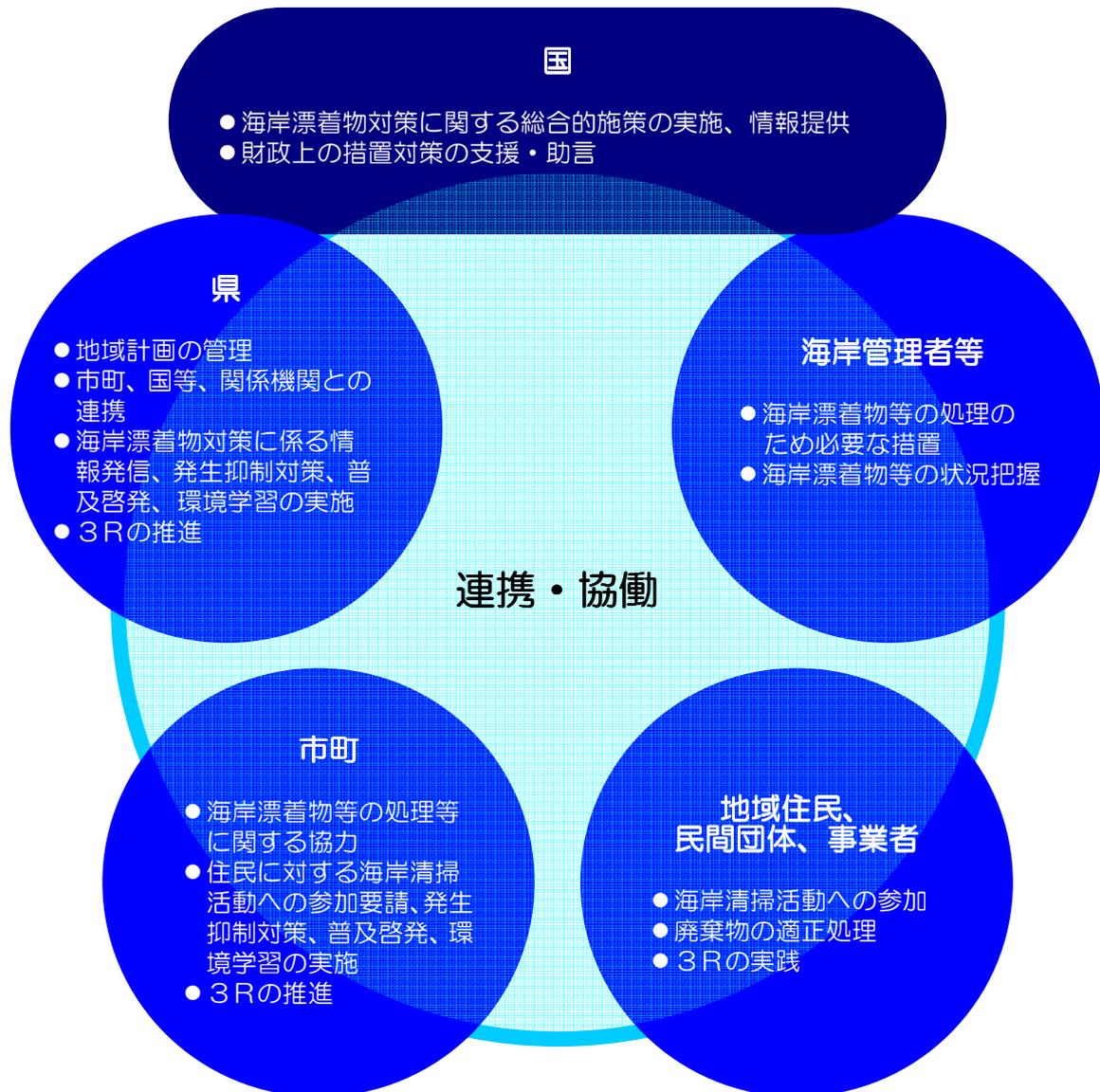


図5 関係者の連携・協働のイメージ

7. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項 その他必要な事項

(1) モニタリングの実施

海岸管理者等は、地域計画の実施による効果を確認するため、定期的にモニタリングを実施し、対策の効果等に関して評価、検証する。

モニタリング（案）の内容について、表1に定める。

表 1 モニタリング（案）の内容

| 区 分 | 内 容 |
|----------|---|
| 実施主体 | 海岸管理者等 |
| モニタリング項目 | 国土交通省「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」等による 海岸漂着物の現況（概観、漂着場所のマッピング等） 海岸漂着物量の季節変化、経年変化 海岸漂着物の特性（種類組成等） 海岸漂着物の発生源の推定 回収・撤去、処理・処分・資源化の実施経緯 |
| 実施頻度 | 年4回（季節毎） |
| その他 | 民間団体等の協力を得て、モニタリング対象海岸の現況に関する情報収集 |

(2) 災害等の緊急時における対応

① 災害等の緊急時

台風等による大量の漂着物の発生や危険物が漂着した場合は、愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）における「障害物の除去」及び「海上災害応急活動」に準じて対応する。

また、今後、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害により発生する津波堆積物等については、愛媛県災害廃棄物処理計画に基づき適切に処理する。

なお、災害等により大量に発生した海岸漂着物の処理に当たっては、国の補助制度である災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業や災害等廃棄物処理事業を

活用し、速やかに処理を行う。

② 危険物漂着時

危険物が流出し漂着した場合、排出者の特定が可能な場合には、排出者の責任において処理するものとする。

また、危険物が漂着する恐れがある時は、海岸管理者等及び沿岸市町は、関係機関と連携し応急対策に当たる。この場合の関係機関を以下に示す。

- 県
- 市町（消防機関を含む）
- 海岸管理者等
- 警察機関
- 四国地方整備局
- 松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部及び新居浜海上保安署
- 排出の原因者

排出者の特定が困難な場合には、本計画及び国が示す「海岸漂着物危険物対応ガイドライン」に準拠し、専門家等の意見を踏まえながら適正な処理を行う。

(3) 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応

① 漂流ごみ及び海底ごみへの対応

環境省が平成 26・27 年度に瀬戸内海で行った調査によると、漂流ごみは食品包装材料やレジ袋、発泡スチロールが主体となっており、海底ごみはプラスチックが最も多く、次いで金属、布、ゴム、ガラスなどが多くなっていたことから、漂流ごみ及び海底ごみについても、生活ごみが主な発生源になっていることが考えられる。

したがって、漂流ごみ及び海底ごみについては、必要に応じて、国、海岸管理者等による回収・処理を行うとともに、漁業者等が回収し、沿岸市町等が協力して、適正に処理する取組みを進める。

また、国は、海面清掃兼油回収船により、継続的な漂流ごみの回収を行い、海洋環境整備に努める。

② マイクロプラスチックへの対応

マイクロプラスチックは、サイズが 5mm 以下の微細なプラスチック片のことを示し、プラスチックごみが、紫外線、温度差、摩耗などにより次第に細片化されたものをいう。

マイクロプラスチックは、動物プランクトンと同程度の大きさのものもあり、これらは魚類等による誤食を通じて容易に生態系に混入することから、近年、表面に

付着した汚染物質が生物体内に取り込まれる危険性も指摘されている。

環境省が、平成 26・27 年度に瀬戸内海で行った調査においては、他の沖合海域に比べて陸域に近く、マイクロプラスチックの浮遊密度は低いものの、マイクロプラスチックからは、難燃剤として添加される臭化ジフェニルエーテル(PBDEs)や、漂流中に表面に吸着したポリ塩化ビフェニル(PCBs)が検出されている。

海のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努め、対策の必要がある場合は、関係団体が連携して対応する。

(4) 他の計画等との関係及び整合等

本計画の策定及び見直しに当たっては、県及び市町の政策上の調整を図るとともに、関係法令等に基づく各種計画等との整合を図り調和を保つものとする。

表 2 関連する主な計画等

| 計画 | 関係法令 | 主な関連事項 |
|----------------------|----------------------------------|--------------------|
| 愛媛県長期計画 | 地方自治法 | 県の将来像の実現 |
| えひめ環境基本計画 | 愛媛県環境基本条例 | 資源循環、環境保全 |
| NPOとの協働指針 | — | 民間団体等との連携 |
| 瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 海岸漂着物の発生抑制、適正処理 |
| えひめ循環型社会推進計画 | 循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 資源循環、廃棄物処理 |
| 愛媛県海岸保全基本計画 | 海岸法 | 海岸保全 |
| 一般廃棄物処理基本計画 (各市町) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物の発生抑制、資源循環、適正処理 |
| 愛媛県災害廃棄物処理計画 | 災害対策基本法 災害廃棄物対策指針 | 津波堆積物の処理 |

(5) 地域住民等の参画と情報提供

本計画の策定及び見直しに当たっては、愛媛県海岸漂着物対策推進協議会に、海岸清掃活動等を行う民間団体の参画を得るほか、地域住民等の自発的な参画を促す

ため、パブリックコメントの機会を設け、ホームページ上にて情報提供を行い、透明性の確保に努める。

(6) 計画の見直し

本計画は、国の基本方針の見直しや制度の改正、また、海岸漂着物等を取り巻く状況変化に応じて、適宜見直しを検討する。